

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

（令和7年7月）

No	公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	一般競争入札・指名 競争入札の別（総合 評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備 考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
	該当なし												
				－ 以 下 余 白 －									

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 （注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

（令和7年7月）

No	物品役務等の名称 及び数量	契約担当等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名 競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備 考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応 募者数	
1	給油取扱所自立分電盤更 新	航空自衛隊 航空教育隊基地業務群 会計隊長 吉野 裕介 山口県防府市大字田島無番地	令和7年7月11日	日西電気通信株式会社 山口県周南市大字大河内10700番地 96	1250002016745	一般競争入札	2,750,000	2,750,000	100.00%				
2				－ 以 下 余 白 －									
3													
4													
5													
6													
7													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

（令和7年7月）

No	公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにそ の所属する部局の名称及び所 在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 （企画競争又は公 募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
											公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
	該当なし													
				－ 以 下 余 白 －										

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 （注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

（令和7年7月）

No	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
											公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
	該当なし													
				- 以下余白 -										

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。